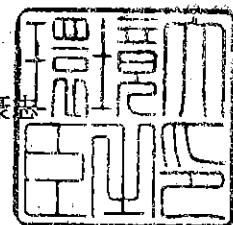


環水大総発第 111122001 号
平成 23 年 11 月 22 日

放射線審議会

会長 丹羽 太貴 殿

環境大臣 細野 豪志



平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の規定に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準の策定について（諮問）

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）の規定に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準を別紙のとおり策定することについて、放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和三十三年法律第百六十二号）第六条の規定に基づき貴審議会の意見を求める。

(別紙)

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）の規定に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準に係る諮問事項

1. 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。以下「法」という。）第三十二条第一項において環境省令で定めることとされている要件、及び同法第三十六条において環境省令で定めることとされている要件については、以下のとおりとする。

その地域等における放射線量が一時間当たり〇. 二三マイクロシーベルト未満であること。

2 指定廃棄物の指定基準

法第十七条第一項及び第十八条第一項において環境省令で定めることとされている指定廃棄物の指定に係る廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態の基準は、以下のとおりとする。

セシウム百三十四及びセシウム百三十七の放射能濃度の合計値が、一キログラムあたり八千ベクレル以下であること。

3 特定廃棄物の処理の基準

（1）運搬車に関する基準

法第二十条に基づく特定廃棄物の処理基準のうち、運搬車の車両表面線量に係る基準については、以下のとおりとする。

運搬車の表面から一メートル離れた位置における線量当量率の最大値が百マイクロシーベルト毎時を超えないよう、放射線の遮へい等必要な措置を講ずること。

（2）中間処理に係る排ガス又は排水の基準

法第二十条に基づく特定廃棄物の処理基準のうち、中間処理に係る排ガス又は排水の基準については、以下のとおりとする。

処分に伴い生ずる排ガス又は排水の排出口において当該排ガス中又は排水中の事故由来放射性

物質の濃度を監視することにより、事業場周辺の大気中又は事業場周辺の公共用水域の水中の事故由来放射性物質の三月間の平均濃度について、次の式により算定した数値が一を超えないようすること。

a 大気中の事故由来放射性物質の濃度

$$\frac{{}^{134}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3)}{20 \text{ (Bq/m}^3)} + \frac{{}^{137}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3)}{30 \text{ (Bq/m}^3)}$$

b 公共用水域の水中の事故由来放射性物質の濃度

$$\frac{{}^{134}\text{Cs の濃度 (Bq/L)}}{60 \text{ (Bq/L)}} + \frac{{}^{137}\text{Cs の濃度 (Bq/L)}}{90 \text{ (Bq/L)}}$$

(3) 埋立処分基準

①管理型処分場においても埋立処分を行うことができる特定廃棄物の放射能濃度の基準

管理型処分場においても埋立処分を行うことができる特定廃棄物の放射能濃度の基準は、以下のとおりとする。

セシウム百三十四及びセシウム百三十七の放射能濃度の合計値が、一キログラムあたり十万ベクレル以下であること。

②管理型処分場に係る放流水の基準

法第二十条に基づく特定廃棄物の処理基準のうち、管理型処分場に係る放流水の基準については、以下のとおりとする。

排水口において放流水の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、埋立地周辺の公共用水域の水中の事故由来放射性物質の三月間の平均濃度について、次の式により算定した値が一を超えないようにすること。

$$\frac{{}^{134}\text{Cs の濃度 (Bq/L)}}{60 \text{ (Bq/L)}} + \frac{{}^{137}\text{Cs の濃度 (Bq/L)}}{90 \text{ (Bq/L)}}$$

4 特定一般廃棄物処理施設及び特定産業廃棄物処理施設の維持管理基準

(1) 焼却施設に係る排ガス又は排水の基準

法第二十四条に基づく特定一般廃棄物処理施設及び特定産業廃棄物処理施設の維持管理基準のうち、焼却施設に係る排ガス又は排水の基準については、次のとおりとする。

処分に伴い生ずる排ガス又は排水の排出口において当該排ガス中又は排水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、事業場周辺の大気中又は事業場周辺の公共用水域の水中の事故由来放射性物質の三月間の平均濃度について、次の式により算定した値が一を超えないようすること。

a 大気中の事故由来放射性物質の濃度

$$\frac{{}^{134}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3)}{20 \text{ (Bq/m}^3)} + \frac{{}^{137}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3)}{30 \text{ (Bq/m}^3)}$$

b 公用用水域の水中の事故由来放射性物質の濃度

$$\frac{{}^{134}\text{Cs の濃度 (Bq/L)}}{60 \text{ (Bq/L)}} + \frac{{}^{137}\text{Cs の濃度 (Bq/L)}}{90 \text{ (Bq/L)}}$$

(2) 管理型最終処分場に係る放流水の基準

法第二十四条に基づく特定一般廃棄物処理施設及び特定産業廃棄物処理施設の維持管理基準のうち、管理型最終処分場に係る排水の基準については、次のとおりとする。

排水口において放流水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、埋立地周辺の公共用水域の水中の事故由来放射性物質の濃度の三月間の平均濃度について、次の式により算定した値が一を超えないようすること。

$$\frac{{}^{134}\text{Cs の濃度 (Bq/L)}}{60 \text{ (Bq/L)}} + \frac{{}^{137}\text{Cs の濃度 (Bq/L)}}{90 \text{ (Bq/L)}}$$

5 除去土壤の運搬車に関する基準

法第四十一条第一項に基づく除去土壤の処理基準のうち、運搬車に係る基準については、以下のとおりとする。

運搬車の表面から一メートル離れた位置における線量当量率の最大値が百マイクロシーベルト毎時を超えないよう、放射線の遮へい等必要な措置を講ずること。

23国放審議第1号
平成23年12月13日

環境大臣

細野 豪志 殿

放射線審議会会長

丹羽 太貴



平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の規定に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準の策定について（答申）

平成23年11月22日付け環水大総発第111122001号をもって諮問のあった事項についてでは、妥当である。

なお、当審議会は平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（以下「特措法」という。）の運用において留意すべき事項を以下のとおり申し添える。

1. 再生利用に当たっては、特措法に基づく基本方針（平成23年11月11日閣議決定）に示された放射線障害防止の考え方（以下「基本方針の考え方」という。）を踏まえて、製造業等を所管する関係省庁と連携して、安全確保に努めること。
2. 特措法に基づいて、廃棄物及び除去土壤の処理及び保管等を実施する際は、基本方針の考え方を踏まえて、安全確保に努めること。